

第5編 平時の取組等

第1章 平時における災害廃棄物対策

東日本大震災以降、災害廃棄物処理対策においては、平時にどれだけ発災を想定した準備が可能なのかという視点が重要になっており、環境省では災害廃棄物対策指針の中で災害予防（災害への備え）、教育訓練に力点を置いた構成・記述を取り入れるなど、平時の取組の重要性について、認識の向上に努めているところです。

このため、災害廃棄物処理の中心となる県、市町村では、平時の取組を積極的に推進する必要がありますが、中でも災害廃棄物処理計画や災害廃棄物処理マニュアルは、災害廃棄物処理の基本となることから、実効性を確保するための検証・見直しが必要となります。

なお、本計画では、次のとおり「平時の取組」が各項目に記載されていますので、関係機関においては、これらの内容を参考に取組を進める必要があります。

表5-1-1 平時における災害廃棄物対策（主なもの）

項目	内容
第1編 総則 ・災害廃棄物発生量と既存廃棄物処理施設処理能力との比較	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物発生量と既存廃棄物処理施設処理能力との比較結果に基づき今後必要となる対応（県、市町村） ・焼却処理 民間処理施設で処理を可能とする連携体制の構築 他の市町村との連携による広域処理体制の構築 仮設焼却炉を早期に建設するための手順の整備 ・最終処分 不燃物などの再生利用方法の検討 再生資材利活用ルート確保 民間最終処分場で処分を可能とする連携体制の構築
第2編 組織・推進体制 ・組織・推進体制 ・協力・支援体制 ・平時における推進体制 ・県民への広報 ・職員への教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○協力支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会における連絡・協力体制の構築（県） ・九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互支援協定（県） ・新たな協力支援体制（新たな協定締結先）の検討（県、市町村） ・協定に基づく支援要請する場合の受入体制の整備（市町村） ○大分県災害廃棄物処理対策連絡会議、大分県流木等処理対策検討会議の開催に伴う課題の検討、平時の相互支援体制の構築（県、市町村等） ○災害廃棄物処理を円滑に推進するための広報・普及啓発（県、市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の発生量の予測 ・仮置場の必要性 ・処理、処分方針の周知 ・災害廃棄物対応に関する事例紹介など ○職員への教育訓練（県、市町村等） <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画に基づく行動確保のための教育訓練の実施 ・県、市町村、民間関係団体職員が一体となった教育訓練の実施
第3編 処理実行計画の策定等 ・制度の活用 ・災害廃棄物の処理	<ul style="list-style-type: none"> ○制度（廃棄物処理法の特例）を活用するための事前準備（県、市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設に係る県との事前協議 ・非常災害時に市町村が設置する一般廃棄物処理施設の設置手続きの簡素化を図るため行う生活環境影響調査縦覧方法に係る市町村条例の改正 ○県管理公物上の災害廃棄物処理対策（県、市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災での対応事例を参考とした行動計画の策定 ・県災害廃棄物処理対策連絡会議等での対応策の研究、検討

<p>第4編 処理の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬 ・仮置場 ・中間処理 ・再生利用 ・最終処分 ・有害廃棄物等の対策 ・取扱いに配慮が必要となる廃棄物 ・思い出の品等 ・し尿・生活排水 ・生活ごみ 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害廃棄物の収集運搬に関する具体的な検討（市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体等との人的・物的な協力体制の構築 ・建設業協会、産業廃棄物協会など民間関係団体との協力連絡体制の構築 ・ボランティア活動による災害廃棄物撤去作業との連携体制の確保 ○仮置場候補地の選定（市町村） ○災害に強い一般廃棄物処理施設の構築（市町村等） <ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止対策、耐震性の向上、不燃堅牢化 ・災害時の連絡体制、人員配置計画の策定 ・点検の手引きの作成、復旧対策等の検討 ・補修用資機材、燃料・薬剤等の備蓄 ○仮設焼却炉設置に向けた事前準備（市町村） ○再生資材利活用方法の検討（市町村） ○焼却残渣など最終処分量減量方法の検討（市町村） ○有害廃棄物取扱施設の場所及び取扱内容の把握（県、市町村） ○腐敗性の強い廃棄物の早期処分方法の検討（市町村） ○思い出の品等の取扱ルールの検討（市町村） ○し尿処理対策（市町村） <ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレ及びし尿収集、運搬、処理に関する機材の備蓄 ・仮設トイレ等資機材の調達体制の整備 ・仮設トイレの設置方法、施設被災時のし尿搬入先の検討 ○避難所における排出ルールの検討（市町村）
---	---

注) 平時の取組主体となる（ ）書きについては、目安として示しており、記載している団体に限定するものではない。

第2章 計画の見直し

本計画は災害が発生した場合、実効性のある計画でなければなりません。実効性を確保するためには、実際の災害や訓練等を通じて改善点を抽出し、計画の見直しを行う必要があります。

本計画は、以下に基づき、随時見直しを行うものとします。

【見直しの時期】

1 上位計画等の変更

国の法令や関連計画、大分県地域防災計画等、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき。

2 災害発生後の検証

災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。

3 訓練等の実施

災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練の実施に伴い、改善点が確認されたとき。

4 市町村計画の策定

災害廃棄物処理計画等市町村計画の策定に伴い、計画の見直しが必要となったとき。

5 市町村や民間関係団体等からの要望

市町村や民間関係団体等から本計画の改善について要望があったときで、かつ、見直しが必要と判断されたとき。

6 その他

上記事項のほか、見直しが必要となったとき。